

理由

関税暫定措置法第三条第一項の規定に基づき、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与え、ることが適当でないものとして、ロシアを原産地とする関税率法別表に掲げる物品で、この政令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に輸入されるものを定める必要があるからである。